

令和2年版環境白書

第4章 環境への負担の少ない循環型社会の推進

第2節 環境への負担の少ない適正処理の推進

1. 一般廃棄物対策

(1) 一般廃棄物処理施設の整備

(1) 事業目的

市町村の一般廃棄物処理基本計画及び実施計画に基づき、適正処理が推進されるよう、計画の策定や見直しに係る指導・助言、国庫補助の活用についての調整等を行い、一般廃棄物処理施設の計画的な整備を進めます。

(2) 取組状況

平成30年度末におけるごみ処理施設（焼却）の整備状況は、以下のとおりです。

設置主体	処理能力 t / 日	備 考
松江市	255.0	熔融施設
安来市	52.0	休止中
出雲市	218.00	熔融施設
雲南市・飯南町事務組合	30.0	ごみ燃料化施設
奥出雲町	20.0	
邑智郡総合事務組合	12.0	
浜田地区広域行政組合	98.0	熔融施設
益田地区広域市町村圏事務組合	62.0	
隠岐の島町	25.0	
西ノ島町	10.0	
海士町	7.0	
知夫村	1.56	
合 計	790.56	12施設

【担当課】

所属名	問い合わせ先
廃棄物対策課	0852-22-6419